

# 名勝白山公園保存活用計画策定支援業務委託

## 公募型プロポーザル方式による業者選定実施要領

### 1 趣旨

この要領は、新潟市が実施する名勝白山公園保存活用計画策定を支援する業務の委託に際し、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される業者を選定するために必要な事項を定めるものです。

### 2 業務概要

(1) 業務名 名勝白山公園保存活用計画策定支援業務

(2) 業務内容 「名勝白山公園保存活用計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

業務の実施は令和8年度と令和9年度の2か年度で実施しますが、委託期間は年度で区切り、令和8年度の委託期間は、契約締結の日から令和9年3月19日(金)までとします。

令和9年度の業務委託については、令和8年度の事業内容や成果等を勘案の上、予算の範囲内で決定します。

(4) 履行場所

新潟市中央区一番堀通町1番2他地内

(5) 提案上限額

令和8年度上限金額6,000千円(消費税及び地方消費税含む)

### 3 プロポーザル参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしているものとします。

(1) 予定管理技術者は、1級建築士又は技術士(建設部門:都市及び地方計画分野に限る)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者であること。

(2) 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間において、別表1に掲げる同種又は類似業務で1件以上の元請実績を有すること。

(3) 前記(2)の実績に関する主体的な実務経験を有する技術者を、本業務の担当技術者として1名以上配置できること。

#### 4 参加の制限

以下に該当する企業等は参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により市における一般競争入札に参加できないもの。
- (2) 県・市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの。
- (3) 社会保険料を滞納しているもの。
- (4) 以下に該当する者が役員のもの
  - ①法律行為を行う能力を有しない者。
  - ②破産者で復権を得ない者。
  - ③拘禁刑以上の刑に処せられている者。または、拘禁刑以上の刑の言い渡しを受け、その執行猶予中の者。
- (5) 以下の暴力団等に該当又は関わりのあるもの
  - ①暴力団  
（新潟市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
  - ②暴力団員  
（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
  - ③役員等  
（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの。
  - ④暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
  - ⑤自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの。
  - ⑥暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの。
  - ⑦その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）
- (8) 会社更生法、民事再生法の規定による更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者
- (9) 「名勝白山公園保存活用計画策定支援業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員及びその関係者
- (10) 選定委員会の委員及びその関係者が主宰する組織、または役員・顧問として実質的に関係する組織、研究室に所属するもの。

## 5 プロポーザル実施スケジュール

申請書類等交付	令和8年5月19日(火)
参加表明書提出期限	令和8年5月29日(金)
質問書提出期限	令和8年5月29日(金)
質問書回答期限	令和8年6月5日(金)
企画提案書提出期間	令和8年6月8日(月)～令和8年6月19日(金)
選定委員会 (プレゼンテーション)	令和8年7月7日(火)
選定結果公表(予定)	令和8年7月10日(金)

## 6 説明会及び現場見学会

プロポーザル実施等に関する説明会及び現場見学会は開催しません。

## 7 参加表明の手続き等

本プロポーザルに参加する意思のある者は、次により参加表明書を提出してください。  
なお、5に記載する提出期間内に参加表明書等を提出しない者は、本プロポーザルに参加することはできません。

### (1) 提出書類及び部数

「参加表明書(様式1)」 1部

### (2) 提出期限

令和8年5月29日(金)午後5時まで

### (3) 提出場所

新潟市中央区役所建設課まちづくり係

〒951-8553

新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 5階

電話：025-223-7410 担当者：三膳(ミヨシ)

電子メールアドレス：kensetsu.c@city.niigata.lg.jp

### (4) 提出方法

持参、郵送又は電子メールとします。

①持参の場合は、各日午前9時から午後5時までに持参してください。

②郵送の場合は、簡易書留郵便(宅配便可)で提出期限必着とします。

③電子メールの場合は、原本をPDFデータ化し、(3)の電子メールアドレス宛に送付してください。

なお、その場合は送付後に中央区役所建設課に電話で到着を確認し、原本は後日持参又は郵送してください。

## 8 企画提案書の作成及び提出

企画提案書は、次により作成し提出してください。

### (1) 提出書類の内容と部数

以下に示す提出物を必要部数作成のうえ、提出してください。

提出物の名称		様式	提出部数
企画提案書	提案書提出届	様式 4	正本 1 部
	企業等の概要	様式 5 - 1	10 部
	企業等の代表実績（同種又は類似業務）	様式 5 - 2	
	業務実施体制	様式 5 - 3	
	予定技術者の略歴等	様式 5 - 4	
	業務工程表 令和 8 年度と令和 9 年度の工程表について年度ごとに作成	様式任意	
	業務実施方針 ・過去の業務実績、経験を踏まえ、本計画を策定するうえでの基本的な考え方、特に重視する配慮等を具体的に記載	様式任意 A4 2 枚以内	
	業務の実施方法 ・本計画を策定するうえでの具体的な業務の実施方法	様式任意 A4 2 枚以内	
	見積書 ・会議の委員の報償費、費用弁償（旅費）は、今回の見積には含めない。年度毎の内訳を明記すること。	様式 5 - 5	正本 1 部
	積算内訳	様式任意	正本 1 部
提出書類一式の PDF データ（CD-R）		1 枚	
その他※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書（提出月の 3 カ月前以降に証明されたもの。写しでも可）</li> <li>・直前 1 事業年度の決算報告書</li> <li>・県・市民税、法人税、消費税及び地方消費税の各納税証明書又は各税について現在未納がない旨の証明書（過去 1 カ年）</li> <li>・社会保険料の納付を証明する書類（過去 1 カ年）</li> </ul>		
	暴力団等の排除に関する契約書兼同意書	様式 5 - 6	1 部

※その他については、新潟市契約規則第 6 条に規定する有資格者名簿に登載している企業等は提出不要

### (2) 提出書類の作成方法

- ①提出書類は、A4 版で縦型・横書きを基本とします。
- ②提案書提出届・見積書・積算内訳を除く提出書類一式は、左側に 2 穴パンチで穴を開け、着脱可能なファイルで綴じてください。

### (3) 提出期間

令和 8 年 6 月 8 日（月）から 19 日（金）午後 5 時まで

### (4) 提出場所

新潟市中央区役所建設課まちづくり係

〒951-8553

新潟市中央区西堀通 6 番町 8 6 6 番地 NEXT 2 1 5 階

担当者：三膳（ミヨシ）

## (5) 提出方法

持参又は郵送とします。

①持参の場合は、新潟市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までに持参してください。

②郵送の場合は、簡易書留郵便（宅配便可）で提出期限必着とします。

## 9 提出書類に係る留意事項

(1) 提出書類の返却、差し替え、記載内容の変更及び取り消しは認めません。内容を十分精査したうえで提出してください。

(2) 提案は1者につき1案とし、2案以上の提案は認めません。

(3) 提出された書類について、新潟市から問い合わせをする場合があります。

(4) 指定した書類以外は受理しません。

(5) 本業務の実施に当たって、他の者の協力を得る場合又は学識経験者の援助を受ける場合は、その旨を様式5-3に明記してください。

## 10 提出書類の取り扱い

(1) 提案書提出期限後において、記載された内容の追加及び変更は認めません。

(2) 提案書に記載した予定管理技術者は、本業務に係る全ての契約が終了するまで原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行なう場合には、同等以上の能力を有する技術者とし、新潟市の了解を得なければなりません。

(3) 提出された全ての提案書は返却しません。

(4) 提出された提案書は複製を作成する場合があります。

(5) 提出された提案書は、企業秘密を含む場合があることから、提案者から了解を得ない限り公開しないものとします。

## 11 企画提案書作成に関する質問及び回答

企画提案書作成に関する質問は、次の方法で提出してください。

### (1) 質問書の提出方法

質問は「質問書（様式3）」により、質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出してください。

他の方法による質問書は一切受け付けません。

なお、この質問ができる者は「参加表明書（様式1）」を提出した者のみとなります。

### (2) 提出期間

令和8年5月29日（金）午後5時まで

### (3) 提出先の電子メールアドレス

[kensetsu.c@city.niigata.lg.jp](mailto:kensetsu.c@city.niigata.lg.jp)

#### (4) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和8年6月5日（金）までに、参加表明書を提出した全員に電子メールまたはFAXで送信します。なお、質問に対する回答は本要領の追加または修正とみなします。

### 1.2 委託業者の選定

#### (1) 選定委員会

①本要領に従い、選定委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。

②選定委員会は非公開とし、開催日時等の詳細は別途通知する。

③提案者が1者であっても審査を行い、市が求める目的に沿ったものであると判断した場合は、その者を最優秀提案者とする。

#### (2) 評価基準

選定（ヒアリング・プレゼンテーション）は、選定委員会が定める別表2「評価項目及び評価基準」の項目及び配点により評価し、その評価点が最も上位の者を最優秀提案者、次に上位の者を次点者として選定する。

#### (3) 選定結果の通知

選定結果については、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、令和8年7月10日（金）を目処に新潟市ホームページに掲載する。なお、最優秀提案者を除く各提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

### 1.3 プレゼンテーション・ヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは、提案内容の確認や不明点を把握するため次のとおり開催します。

#### (1) 日時、場所

令和8年7月7日（火）新潟市が指定する時間、場所

なお、時間、場所、その他の留意事項については、別途電子メールにより通知します。

#### (2) 参加人数

1提案者につき3名以内とします。

プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とします。

#### (3) 説明時間

説明20分、質疑応答10分の計30分以内を標準とします。

なお、機器の設置は説明時間に含みます。

#### (4) 説明内容

①プレゼンテーション時の説明に際しては、提出した企画提案書のみを使用することとします。なお、企画提案書を拡大したパネル又はプロジェクター等を使用し拡大映像での説明も可能とします。

②提出した企画提案書以外の資料を使用した場合、失格とします。

#### (5) その他

①拡大映像で説明する際のパソコン等は、各提案者で用意してください。スクリーン及びプロジェクターについては事務局で用意しますが、機材の不具合・故障等による説明時間の延長及び説明のやり直しは認めません。

②交通機関の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに担当課に連絡してください。

### 1.4 失格及び無効提案

#### (1) 失格事項

次に掲げる参加表明者は失格とします。

- ①参加表明書の提出後、期限までに辞退届を提出せず、審査に必要な提出書類を提出しなかった者
- ②プレゼンテーションの実施にあたり、指定時刻までに参集しなかった者
- ③参加表明書を提出した日から選定委員会において選考が終了するまでの間に、選定委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求めた者
- ④前記2(5)の提案上限額を超える見積金額を提案した者

#### (2) 無効提案

次に該当する提案は無効とします。

- ①前記4に該当する者が行った提案
- ②提出書類に虚偽の記載をした者

### 1.5 プロポーザルの辞退

参加表明書を提出した者が、本プロポーザルを辞退する場合は、令和8年6月5日(金)正午までに「辞退届(様式2)」を提出してください。

### 1.6 業務の委託

#### (1) 業務の委託

- ① 選定委員会で選定された最優秀提案者に対し、当該業務委託契約の第1位交渉権が与えられます。
- ② 市長は、第1位交渉権を与えられた者と委託契約の締結交渉を行ない、合意した場合は契約を締結します。
- ③ 第1位交渉権を与えられた者との締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、第1位交渉権を与えられた者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議します。
- ④ 契約手続きは、新潟市契約規則の規定に定めるところによります。
- ⑤ 契約書には、提案内容と合意内容に基づいて作成した仕様書を添付します。
- ⑥ 新潟市は、契約締結後においても受託者が本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとします。

#### (2) 契約書

新潟市契約規則の規定に定めるところによります。

## 17 資料の閲覧

企画提案を行うにあたり、以下の資料を閲覧できます。なお、閲覧を希望する者は、事前に閲覧の申し込みを行ってください。なお、申し込みを行わない場合は、閲覧できない場合があります。

資料名 ・標準事業計画書  
・工程表  
・写真  
・図面

閲覧場所 書類送付先・問い合わせ先等と同じ

閲覧期間 令和8年6月5日(金)までの土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで

## 18 その他

### (1) 言語、通貨及び単位

本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

### (2) 費用

①提案者の参加に要する費用は、提案者の負担とします。

②提出書類の作成その他本プロポーザルに関して発生する一切の費用は、提案者の負担とします。

(3) 本プロポーザルに虚偽の記載をしたときは、当該提出書類を無効とするとともに、新潟市はその者に対して指名停止を行うことができるものとします。

## 19 附 則

この要領は、令和8年5月18日から施行し、業者選定後、委託契約を締結した日の翌日をもってその効力を失います。

## 20 書類送付先・問い合わせ先等

新潟市中央区役所建設課まちづくり係

〒951-8553

新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 5階

担当者：三膳（ミヨシ）

電話：025-223-7410

電子メールアドレス：kensetsu.c@city.niigata.lg.jp

別表1 「同種又は類似業務」の区分と対象

区分	対象となる文化財		対象となる業務
同種業務	国又は地方公共団体が文化財として指定した	建造物	①調査又は保存に係る検討業務（その支援業務を含む） ②保存管理・整備活用に係る計画や基本構想の策定業務（その支援業務を含む） ③保存整備又は保存修理に係る設計監理業務
類似業務	指定・登録の有無は問わない	建造物	①調査又は保存に係る検討業務（その支援業務を含む） ②保存管理・整備活用に係る計画や基本構想の策定業務（その支援業務を含む）
		名勝	
		史跡	③整備又は修理に係る設計監理業務
		伝統的建造物群	
		文化的景観	

別表2 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点
業務実績	業務実績の充実	10
企画提案内容	業務内容の理解度	50
	地域性の理解度	
	実施方針の的確性	
	業務実施に際しての独創性	
	業務実施に際しての実現性	
ヒアリング	取組意欲	20
	コミュニケーション能力	
配置予定技術者の技術力と実施体制	資格要件（取得資格）	30
	専門技術力（経験年数、同種・類似業務の実績）	
	専任性（手持業務量）	
	実施体制の的確性（予定技術者の動員計画）	
見積金額		10
合計		120